

おはようございます。日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問を行います。  
**まず、国民健康保険税についてです。**

2006年時点で全国の国民健康保険料、あるいは税の滞納世帯は480万世帯、制裁措置で国保証を取り上げられた世帯は35万世帯を超えました。国保証がなく、医療費を全額自己負担する資格証明書に変えられた人が受診を控えて死に至る事件も全国で続発しています。有効期間を限定した短期保険証の交付は122万5,000世帯、この10年間で8倍という激増です。こうした厳しい制裁強化にもかかわらず、国民健康保険料、税の滞納率は、全国で1997年の16%から2006年の19%へとふえ続けています。収納率向上に役に立たず、住民の命と健康を脅かす国保証の取り上げは直ちにやめるべきです。

こうした中で、福岡県では、失業、病気で所得が減った人には国保証取り上げを控える、長野県松本市や宮城県石巻市では、母子世帯や乳幼児については滞納世帯でも国保証を交付するなどの是正が全国で始まっています。現行法でも、災難や盗難、病気、事業廃止など、特別な事情がある人には自治体の裁量で特別な事情の範囲を広げることにも可能です。市町村は機械的な資格証交付をやめ、滞納者の実態に即した対応をとるべきです。

この間、公的年金等控除の縮小などの税制改正に連動して、国保料、あるいは税の大幅値上げが高齢者に強いられています。社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための皆保険制度である国保が逆に社会的弱者を医療から排除していると言っても過言ではありません。

そこで、以下、伺います。

まず、この間の制度改正による影響についてです。平成16年度は全世帯を対象に市川市の国民健康保険税の全部改定を行い、平成18年度からは国の税制改正に伴って、公的年金等控除の縮小に連動した国保税の負担増、そして、18年、19年はこの負担増を緩和する措置がありました。平成20年度からはこれも終了します。また、ことし平成20年度からは、75歳以上を独立させた後期高齢者医療保険の導入により、国民健康保険税の限度額6万円の引き上げも予算化されました。これら5年間に及ぶ制度改正で負担増となった世帯数、額について簡潔にお聞かせください。

次の滞納世帯への対応と負担軽減、一緒にお聞きいたします。補正予算の質疑の中で、平成19年度末の国保税の市川市の滞納額は75億5,000万円、滞納世帯数は3万846世帯と、過去最高になったことがわかりました。これは平成15年度、全部改定前と比べてどうなのかお示しください。

同じく補正予算の質疑の中で、滞納世帯に発行している短期保険証は8,730世帯、全額窓口自己負担をする資格証明書は359世帯、財産差し押さえでの滞納処分は553世帯、6億3,000万円、いずれも過去最高になっていることも明らかになりました。新年度からは債権管理課を国保から独立させて、さらなる徴収強化をすることになります。こうしたやり方からは、低所得世帯への独自の配慮が感じられません。最低生活費や医療や介護、子育てを犠牲にすることのないよう、税の引き下げ、減免基準の拡大、資格証明書の発行の見直しなど、検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、65歳以上74歳未満の方は、年金から天引きされることになりました。この世帯数と

滞納世帯数、また、その対応についてもお聞かせください。

**次は、塩浜地区の歩行者の安全対策についてです。**

1点目、塩浜橋の浦安寄りの歩道には、初めはなかったつけ足した部分があります。ここはちょっと狭く、下り坂になっている上に下が空洞になっており、少し亀裂が入って大変危険ではないかと住民の声が寄せられました。現状はどうなっているのか、安全対策についても伺います。

2点目、塩浜橋から浦安に向かう歩道の整備についてです。塩浜橋の歩道から浦安に向かう土手を結び、桜並木の遊歩道として利用できるようにする、これまで何度か取り上げてまいりました。市として、この塩浜橋から土手に橋をかけるような形での設計委託を昨年は予算化したと思いますが、その後の検討経過、見通しについてお聞かせください。

3点目は、猫実川に歩道橋を設置する必要性、可能性についてです。塩浜団地住民、特に高齢者など、ハンディのある方にとって、猫実川に浦安側に向かうバリアフリーの歩道橋が必要との声が上がって久しくなります。2006年の12月議会の私の質問に対して、答弁では、浦安市で陳情が不採択になっているために難しいということでした。つまり浦安市では必要がないということです。しかし、いざというときの市川側の市民の命を守る避難路として、市川側での必要性に変わりはないと思います。この点についての認識、そして、どうすれば可能なのか、見解についてもお聞かせください。

**最後に、三番瀬のラムサール条約登録について伺います。**

埋め立てなどの開発によって、地球上の湿地の半分以上がこの200年の間に失われ、日本でも50数年で湿地の半分以上が失われているということです。湿地は生物多様性の保全、漁業への貢献、水質浄化作用、渡り鳥のえさ場、休息場、環境教育とレクリエーションなどの場所、そして地球温暖化対策としても重要な役割があります。ラムサール条約は、開発でどんどん失われていく国際的に重要な湿地を地球的な規模で保全するための国際条約で、1971年にイランのラムサールで採択され、日本では1980年に加盟、ラムサール登録の対象となる湿地には干潟、浅瀬、湿原、河川、湖沼、マングローブ、サンゴ礁など、いろいろな形態があり、そして環境も、それぞれ独自のものがあります。締約国は154カ国、登録地は1,641カ所、日本では33カ所、県内では谷津干潟があります。登録するためには9つの国際的な基準がありますが、三番瀬は2万羽以上の水鳥の生息や生物多様性を維持するために重要な種類の生物の生息、絶滅のおそれのある種を支えているなど多くの基準を満たしていることから、環境省は早くから三番瀬を候補地に上げていました。しかし、地元の合意が得られないということで保留になっている状況と理解します。

ことし秋には、韓国でこの締約国会議が持たれることから、地元千葉県と関係市などの合意が再度課題になっていましたが、堂本千葉県知事はことし1月末に早々と、漁業関係者など地域の合意が図れないということで、環境省への申請を見送る考えを明らかにしたとのこと。大変残念です。市川市の行徳臨海部基本構想でも、千葉県の三番瀬再生計画でも、豊かな三番瀬の環境をきちんと保全し、賢明な利用のあり方を定めるラムサール条約への登録を位置づけています。そして、環境保護団体も登録に向けた千葉県に対する署名を7万8,000筆集め、市民の関心も大変高くなっていることが示されています。

そこで、改めて地元市としての認識と考え方について伺います。

まず、ラムサール条約登録に必要な要件に照らして、三番瀬の環境をどう認識しているのか。

2つ目に、三番瀬をラムサール登録することによるメリットをどう考えるか。登録に向けた市としての考え方とあわせてお聞かせください。

以上、ご質問いたします。

保健スポーツ部長。

〔岡本博美保健スポーツ部長登壇〕

私からは国民健康保険税についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、制度改正による影響についてお答えいたします。平成16年度の国保税率の全面改正は、国保財政調整基金からの繰り入れが見込めない中、平成15年度と同額の30億円の一般会計繰り入れを行っても、なお9億円の財源不足が見込まれたため実施されました。低所得者世帯、中間所得者世帯の引き上げ率が高くなならないよう配慮し、所得税の税率を7.8%から8.7%に、均等割額を1人当たり1万5,600円から1万8,000円に、平等割額を1万8,000円から2万400円に改正したところでございます。影響額につきましては、平成15年度調定額134億4,500万円、平成16年度調定額145億5,000万円と、平成15年度と平成16年度を比べると11億500万円の増となっております。また、平成19年度調定見込み額147億円と平成15年度を比べますと、12億5,500万円の増となっております。それから、平成16年度から平成20年度までの増加額の累計は39億1,100万円となっております。

次に、平成17年度における税制改正についてですが、公的年金等の控除の見直しにより国民健康保険税の負担が増加することから、平成18年度は割り増し控除13万円、平成19年度は割り増し控除7万円とする激変緩和措置が講じられたところでございます。この影響額につきましては、平成17年度に対しまして、平成18年度から平成20年度までの影響額の累計は3億5,300万円の増となっております。なお、緩和措置を講じても軽減対象から外れる世帯について申し上げますと、4割軽減世帯では、平成17年度2,287世帯に対しまして、平成18年度から平成20年度までの影響世帯の累計は106世帯、それから6割軽減世帯では、平成17年度2万3,423世帯に対しまして、平成18年度から平成20年度までの影響世帯の累計は319世帯となっております。

次に、平成20年度からの後期高齢者医療保険導入による限度額の引き上げにつきましては、これまで国民健康保険税は医療分課税額、介護納付金課税額の2本立てとされており、後期高齢者の医療についての負担は、老人保健拠出金として医療分により負担されておりました。後期高齢者医療制度が創設されたことにより、現役世代が高齢者を支えていく関係を明確にするため、後期高齢者への支援に対応するものを医療分から後期高齢者支援金等分として分離されることとなり、国民健康保険の課税額は医療分課税額、そして後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3本立てとなるところでございます。課税額限度につきましては、医療分課税限度額53万円から47万円に、それから後期高齢者支援金等課税限度額12万円とされておりますので、合計59万円となるところでございます。この課税限度額が59万円になります影響につきましては、影響を受ける世帯は5,200世帯となります。この影響額は、収納見込み額で2億4,860万円を見込んでおります。なお、介護分については従前のままとされております。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてお答えいたします。

初めに、最低生活費や医療、介護、子育てができるよう、応益割比率の引き下げをする考えはないかということですが、応益割の比率が低くなりますと、中間所得世帯、それか

ら高所得世帯層への負担が偏ってしまうこととなります。国民健康保険制度は、保険税を主な財源として、加入者の方々がお互いに掛け金を出し合って支えている相互扶助制度であり、所得の有無にかかわらず、加入者全員に応分の負担をいただくこととなっております。このため、これ以上の応能割比率の引き下げにつきましては、負担の公平性を大きく損なうことのない現行の基準が精いっぱい水準だと考えております。

次に、国保税の減免基準の拡大についてお答えいたします。国民健康保険税の額を引き下げる手法といたしましては、地方税法で規定されている軽減制度と減免制度がございます。軽減の実績ですが、平成 19 年度の決算見込みで申しますと、4 割軽減 2,000 世帯、6 割軽減 2 万 5,600 世帯、合計 2 万 7,600 世帯が軽減を見込んでおります。

次に、減免制度ですが、減免制度は納税者のさまざまな理由による所得の減少を含め、担税力が著しく減少し、納税義務を履行することが困難である場合においては、その納税義務を減免、免除する制度でございます。平成 19 年度 2 月末現在の減免状況を申しますと、申請件数 34 件につきまして、災害、病気、死亡、倒産、退職などで 10 件、37 万 3,000 円の減免を行っております。この減免基準の取り扱いにつきましては、平成 14 年 9 月議会で国民健康保険税の減免基準を緩和する決議に基づきまして、前年の合計所得金額より 50%以上減少している場合を減免の対象としておりましたが、平成 15 年度より、前年の合計所得金額より 30%以上減少している場合までを拡充し、対応してきたところでございますので、これ以上の緩和はできないと考えているところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

次に、滞納世帯への対応についてお答えいたします。

初めに、滞納世帯数と滞納額でございますが、決算での滞納世帯数を申し上げますと、平成 15 年度 2 万 7,437 世帯であった滞納世帯は、平成 19 年度決算見込みでは 3 万 846 世帯と、平成 15 年度と比べますと 3,409 世帯、12.4%の増となっております。また、滞納額は平成 15 年度 53 億 800 万円でありましたが、平成 19 年度決算見込みでは 75 億 5,300 万円と、平成 15 年度と比べますと 22 億 4,500 万円、42.3%の増となったところでございます。税額、世帯数のいずれも増加しているところでございます。

滞納原因につきましては、景気の動向は回復傾向にあるとされておりますが、大手企業による収益の回復であるため、中小企業、零細企業に従事する国民健康保険の加入者の個人所得につきましては、景気回復の影響が反映されていないことから所得に余力の生じにくい状況であるため、納税状況が大きく改善されていないところでございます。滞納原因別で見ますと、主なものといたしましては、事業の不振、所得の減少、失業といったことが挙げられます。このような原因で滞納となりますと、短期間で滞納を解消することは難しいところでございます。

次に、滞納者への対応でございますが、滞納者へは、まず督促、催告等文書による通知を行い、収納嘱託員による戸別訪問を行います。さらに、短期被保険者証交付時の担当者による納付指導、そして差し押さえ等が行われております。

次に、20 年 4 月に予定されております 65 歳以上 75 歳未満の年金からの特別徴収に関するご質問ですが、特別徴収の対象となる方は、世帯内の国民健康保険被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満である世帯の年金を受給している世帯主を対象としております。特別徴収の対象となる年金の額は年額 18 万円以上の老齢等年金であること及び年金の受取額が少なくなり過ぎないように、介護保険料と国民健康保険税の合算額が支払い月の年金受給額の 2 分の 1 を超えないこととされております。平成 20 年 4 月から特別徴収対象者につきましては、平成 20 年 1

月 17 日、国保連合会を通じて年金保険者へ約 7,900 名の特別徴収依頼を行っております。このうち、滞納世帯数は 327 世帯です。また、現在、滞納分について分割納付で納付しています世帯は 76 世帯となっております。

特別徴収での納付が難しい場合の対応についてでございますが、滞納がある場合でも、年金受給者については特別徴収によって徴収するとされていることから、現年度分は特別徴収、滞納分は普通徴収になります。しかしながら、特別の事情がある場合、また、どうしても納付計画を立てることが難しいとの納税相談を受けたときには分割回数をふやしたり、分割納付の計画を立て直すといった納税指導を行ってまいります。

また、短期被保険者証や資格証発行についてでございますが、短期被保険者証を交付する基準といたしましては、納税相談もしくは納税指導に全く応じない、あるいは納税誓約をしても、それらに従った納付をしないで 1 年以上の保険税を滞納している場合としております。また、資格証明書の交付は、定期的な収入がありながら特別な事情がないにもかかわらず、納税相談においても弁明書を提出しない、または納付計画を全く立てないような場合には、残念ながら被保険者証にかえて資格証明書を交付せざるを得ないところでございます。しかしながら、資格証明書は一時的に 10 割の負担をしなければならず、医療機関に支払うお金がないことから診療を見合わせる場合も想定されます。このような状況を避けるため、資格証明書の交付に際して特別な事情について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

道路交通部長。

〔齊藤正俊道路交通部長登壇〕

**塩浜地区の歩行者の安全対策についての 3 点についてお答えいたします。**

まず、?の塩浜地区の歩道の安全対策についてでございますが、ご指摘の歩道は張り出し構造の歩道として設置されておりますが、現地を調査いたしましたところ、コンクリートの床板の長さの方向に向けてのひび割れが発生しておりました。しかし、その状況から見ますと、直ちに危険な状況ではないというふうに思われます。今後は定期的に現地調査を行いまして、状況に応じて適切に対応していきたいというふうに考えております。

次に、?の塩浜橋から浦安に向かう歩道の整備についてでございますが、市ではこの歩道の連続性を確保するために、塩浜橋の歩道と猫実川の堤防上部を結ぶ歩道橋の設置を計画しているところでございます。現在までに歩道橋の設計業務は完了しております。概要といたしましては、自転車歩行者道として幅員 3 m の橋をかけたいということで計画をしているところでございます。なお、この場所は海岸保全区域に位置づけられておりますので、事業の実施に当たりましては千葉県などとの調整が必要でございます。今後、関係機関等と調整、協議をいたしまして、事業化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、?の猫実川への歩道橋の設置の可能性などについてでございますが、この件につきましては、ご質問者より、先ほどもお話がございましたように、平成 18 年 12 月の議会におきましてご質問いただいております。この際にもお答えをいたしましたように、浦安市との行政境にございます猫実川に歩道橋を設置してほしいとの陳情が平成 16 年の 12 月議会において採択をされているということは私どもも十分承知をしているところでございます。また、浦安市におきましても同様な陳情が提出されておりましたが、これらの陳情は、浦安市ではいずれも不

採択になっているという状況でございます。この状況のままでは、浦安市と市川市が協力して橋をかけるということは極めて難しいということでございます。このようなことから、今後も浦安市の動向を見守るとともに、さまざまな手法を含めまして、代替案等の検討や研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

環境清掃部長。

〔加藤 正環境清掃部長登壇〕

**三番瀬のラムサール条約登録についての2点のご質問にお答えいたします。**

初めに、ご案内のとおり、ラムサール条約につきましては、正式名称は特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約であり、水鳥の生息地を守る目的で出発したのですが、現在では多様な野生生物が生息する湿地の生態系保護へと範囲を拡大されてきております。

そこで、ご質問1点目のラムサール登録に必要な要件と三番瀬の環境の認識についてでございますが、環境省で平成16年（2004年）に行われたラムサール条約湿地検討会の際に配付された資料によりますと、三番瀬は国際的に重要な湿地の9つの基準のうち、基準1の「各生物地理区内において代表的な湿地」の干潟部門に対象候補とされていること。また、水鳥の関係で、基準5の「水鳥2万羽を定期的に支える湿地」で環境省ガン・カモ類生息調査において、過去5年間のガン・カモ類の渡来数として、2001年から2002年の調査で10万羽以上飛来とされていること。基準6の「水鳥の個体数の1%を定期的に支える湿地」で、スズガモ1%基準値3,000に対し7万から9万8,000羽とカウントされていること。また、魚類の関係で基準7の「固有な魚類の種等で湿地の価値を代表する個体群の相当な割合を維持」及び基準8の「魚類の産卵場、稚魚の成育場、漁業資源が依存する回遊経路等」で当てはまる湿地として列記されていることなど、三番瀬は合わせて5つの基準を満たすとされております。このように、三番瀬は水鳥を初め多くの基準に該当するラムサール条約の国際的に重要な湿地とされております。

一方、本市では、かねてより東京湾最奥部である三番瀬江戸川放水路河口域、行徳近郊緑地特別保全地区などを一体とした水鳥を含む水辺の動植物の保全の一助として、ラムサール条約登録湿地への指定を国や県に要望してまいりました。ここは、かつての干潟や浅海域を人工的に埋め立て造成したものであり、現状では陸と海との連続性が損なわれている形となっております。しかしながら、先ほども申しましたように、ラムサール条約で示された基準を満たす数多くの水鳥が海上などに渡来し、これらの水鳥の生活を支える生物層が存在することを示しているとも考えられます。こうした東京湾最奥部の干潟、浅海域の生物層などの現況を科学的に把握するため、本市では平成14年度から18年度にかけて、学術研究者などとともに、貝類やゴカイ類などの底生生物を中心とした生物の現況調査を実施してまいりました。調査結果などは本市のホームページに掲載しておりますが、底生生物の現況としましては、さまざまな種類が生息している一方で、その状況は不安定であり、かつての埋め立て以前の干潟や浅海域のような、安定した生物が豊かな理想的な状況とはまだまだ言えないと認識しております。

また、県におきましては、埋め立てなどにより三番瀬と周辺的环境は大きく変わってきたことから、この三番瀬の再生を目指し千葉県三番瀬再生計画を策定しております。その基本計画

では、自然環境の再生、保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針として5つの再生目標、講ずべき施策や推進方法、そして5年間の再生事業計画を定めております。

次に、ご質問の2点目、ラムサール登録のメリット及び登録に向けた市の考え方についてでございますが、ラムサール条約は各締約国に、それぞれの国内法によって条約湿地を保全し、管理することを求めています。我が国では、ラムサール条約に登録される湿地は国設の鳥獣保護区などに指定され、保全管理されることとなります。また、ラムサール条約湿地になるということは、条約に基づき、国際的に重要な湿地として、保全及び賢明な利用について国内外に広く告知されることで、知名度の向上とあわせて環境保全に対する取り組みがさらに活性化するきっかけになると見込まれます。その結果、現状の課題対策や自然環境学習施設の整備が進められれば、市民の方々が身近な湿地や自然環境について再認識する場や機会を提供することとなり、今以上に市川の海に親しみ、誇りに思う気持ちにつながっていくことと思われまます。このように、本市としましても、登録されることの意義は十分認識しており、登録について、国、県に要望しております。今後、県は、地元市町村や利害関係者と調整のための協議に入ることと思われまますので、それを踏まえまして、本市としての役割の中で登録に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

保健スポーツ部長。

大変申しわけありません。先ほどの答弁の中で訂正がございます。平成17年度における税制改正について、激変緩和措置として、平成19年度は割り増し控除を7万円と言うところを5万円とお答えいたしました。7万円への訂正をお願いいたします。

以上でございます。

道路交通部長。

先ほどの3点目の猫実川への架橋の答弁の中で、浦安市との行政境でございます猫実川と申し上げるべきところを浦安川と申したそうでございます。大変失礼いたしました。猫実川に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

谷藤利子議員。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

**まず、国民健康保険税です。**

制度改正が5年間続きまして、今述べていただいた額を合わせますと、5年間で45億円の負担増が行われたということになります。滞納世帯につきましても過去最高、額も最高、そして制裁措置として行っている資格証明書、短期保険証、差し押さえも過去最高ということで、これは本当に大変な事態だということがよくわかりました。65歳以上の年金収入の方ですね。例えば200万の収入でひとり暮らしの方の場合、国民健康保険税、平成17年度では5万7,300円、これが平成20年度は9万7,200円、1.7倍になるわけです。所得税や住民税、また介護保険料も入れますと、平成17年度は8万5,560円、これが平成20年度には20万3,800円、2.4倍になる計算です。この65歳以上の方は、今、滞納世帯が327世帯、法定減免が受けら

れなくなる世帯も 425 世帯ということでございましたけれども、国保税、介護保険料、合わせて年金から天引きになるということですから、これは有無を言わず天引きということになれば本当に大変なことになるなど思った次第です。

それから、高齢者だけではないわけですね。所得 300 万の、例えば 40 代の夫婦の子供 2 人の場合には年間約 36 万円の国保税。同じ収入、所得で子供が 4 人の場合には約 40 万円。同じ収入でも、家族が多ければ多いほど国保というのは負担が重くなる。あわせて今、増税、物価高の影響で、相まって国保の負担は大変大きくなって滞納がふえているということだというふうに理解します。

そこで、今、引き下げ、あるいは滞納世帯への配慮を伺いましたけれども、なかなか前向きなご答弁がありませんでしたので、再度伺いたいというふうに思います。

まず、負担軽減としての申請減免基準ですけれども、ご理解いただきたいということなんです。例えば国分寺市では、生活保護基準の 1.1 倍未満の世帯には 100%免除する、あるいは 1.2 倍未満の世帯には 80%の免除、1.5 倍未満は 20%免除など、自治体独自の裁量で申請減免基準というのはつくられるわけです。憲法で保障された最低生活費——生活保護に準ずる世帯ですね。ここに今、これだけの負担増の中で減免基準を拡充する、これを議会で決定しなければいけないというご説明だったように思いますが、その必要性について、もう 1 度認識をお聞かせください。

それから、滞納世帯への配慮ということなんです。例えば隣の船橋市に視察に行ってみましたけれども、滞納世帯の中で年間収入が世帯で 300 万円、単身で 200 万円以下、つまり生活保護に準ずる世帯に対しては、原則として資格証を発行しない、保険証をきちんと発行するということでした。また、高額医療費の返還分や出産一時金を本人に渡さないで滞納分に充てるというようなことを市川市はやっておりますけれども、そういうこともしないということでした。また、秋田県では、障害者医療費の助成対象、母子家庭の医療費の助成の対象、老人医療費の助成の対象にはきちんと保険証を発行する、資格証を発行しない、こうした独自の制度など、全国では今いろいろ苦勞して頑張っております。いずれも生活費、医療費、子育て、生活保護基準ですね。憲法に保障された、これをきちんと保障することが前提になっています。特別な事情について、今、一番最後に検討したいというような前向きなご答弁もちょっと聞こえたんですが、何か一つでも、これは一歩前進ということで、市川市として検討するべきだと思いますが、その辺、具体的に検討していることがあればお聞かせいただければというふうに思います。

次に、塩浜地域の歩行者の安全対策について。塩浜橋の歩道については直ちに対策が必要ではないということでしたけれども、桜並木の土手に歩道橋をつける、これについては 3 m の幅員で考えているということがございました。大変うれしいことで、長い時間かかりましたけれども、やっと実現するということがございました。とまりますと、今、危険な歩道、まさにそこをつなぐこととなりますから、危険な塩浜橋の上の歩道の部分も安全対策として同時にできるというふうに理解してよろしいんでしょうか。そうしないと、できないですよ。強固なものにしなければ、橋になりませんから。その辺、ちょっと見通しをお聞かせください。

それから、猫実川への歩道橋の設置についてです。

これは浦安市では必要がないということで、はっきり議会で決まってしまったということになって、これは非常に慎重論になっておりますけれども、この地域は単なる歩道橋の問題という

ことではないというふうに思うんですね。やはり川と海に囲まれている、市川市の最南端の地域ですから、非常に閉鎖的な地域になるわけです。高齢者の皆さんが、こうしたところから気軽に出かけられるバリアフリー化対策、そして地震、津波、火災などの防災対策、そういう広域行政的な観点に立って、やはりこれについては必要性についてしっかりと認識していただくべきだというふうに私は思います。これは浦安市は必要ない、県がやらないということではなしに、市川市の必要性として再度これをしっかりと検討していただきたいというふうに思います。この辺についても、もう1度お聞かせください。

**最後に、三番瀬のラムサール条約についてです。**

9つのラムサールの条件のうち、5つ満たしていると。国際的に重要な湿地であるということが明言されました。三番瀬は、船橋沖から市川、それから浦安の日の出まで約1,600haという大変広大な干潟と浅海域になるわけですし、その場所場所によって、砂質、底質、湿地の質が違いますから、生態系も当然違う。だからこそ、生物の多様性ということで、それが息づいているわけですね。それぞれが相互作用で生物多様性が息づいて、このラムサール基準を満たしているということになるわけです。

そこで、もう1度伺いますけれども、猫実川河口域、これは千葉県調査、2004年から2005年、それから市民調査、2004年から2007年、この両方の調査の重複を除きますと、底生生物で264種類、県のレッドデータブックに載っている重要保護生物が20種類ということで、この猫実川河口域は三番瀬の中で最も多様な生物が生息しているということも明らかになっているわけです。船橋沖は、また違った生物層が息づいている、三番瀬全体でラムサール要件を満たしているということになるわけなんです。支所長さんに伺います。12月議会で、猫実川河口域はラムサール基準を満たしてないと支所長はおっしゃったんですよ。私は非常に驚きました。そういう、ここは満たしてないという部分的な見方自体が生物多様性、それからラムサールの要件の見方と違っているんじゃないか。全体で、お互いのそれぞれの生物の多様性を相互作用してラムサール条約の要件を満たしているよという見方と違っているのではないかな、猫実川河口域の三番瀬の中で最も生物種類が多いというこの事実とも違うんじゃないかな、もう1度訂正していただきたいなと思うんですが、このままラムサール条約を満たしてないということが市川市の見解になってしまっただけでは困りますので、もう1度、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、メリットについて、今、大変メリットがある。市川市にとっても、本当にメリットがあるので要望しているという強い決意をおっしゃっていただきました。本当にそのとおりだと思います。国際的な重要な湿地をまさに健康都市と同じように世界に発信できれば、市川市にとっては大変なメリットになることははっきりしていますし、登録に向けて大いに働きかけるべきだというふうに私も思います。

伺いますけれども、堂本知事がことしの1月末に登録に向けた申請をあきらめたというその理由として、漁業関係者など地元の合意が得られないという説明をしたということなんです。どうも船橋の漁業関係者は積極的にラムサールに向けて動いている。今ご答弁がありましたように、前回私が質問したときもそうでしたけれども、行徳漁協、市川の漁協の皆さんも大変前向きだということなんです。この地元の合意が得られないというのは、どこの何を指しているのか。そこが大きな問題になるとすれば、その辺、市としては、どういうふうに正確につかんでいらっしゃるのか。まさか市川市ではないと思いますから、どこがそういうことなのか、

その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

また、千葉県は三番瀬と第二湾岸道路の整合性がとれるようにするというふうにも再生会議でも述べているということなのですが、市川側の三番瀬のど真ん中を第二湾岸道路は通るという計画ですから、この計画を推進できる条件の範囲でラムサール条約の場所を考えているということなのかどうか。その辺の真意もわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

保健スポーツ部長。

私のほうから国民健康保険税に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず、申請減免についてでございますが、平成14年9月議会を受けまして、合計所得金額が50%以上減少している方の場合を減免対象とし、平成15年度から30%以上減少している場合まで拡充して対応してきたところでございます。しかしながら、高齢者の新しい制度ができて、大きく制度が変わってきましたことから、申請減免の基準等については今後研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、資格証明書につきましては、10割の負担をしなければならないということから診療を見合わせる場合があるということがございますので、できるだけこのような状況を避けたいというふうに考えております。そういったことから、特別な事情については検討してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

道路交通部長。

**塩浜地区の歩行者の安全の関係のご質問にお答えいたします。**

まず、第1点目の塩浜橋の歩道の補修といたしまししょうか、そういうものと、先ほどの、そのところにかける歩道の工事との関係で、同時に補修をするのかということでございますが、新しくかける橋の工事に際しましては、すぐわきになりますので、工事範囲という考え方になっていると思いますので、当然何らかの形でそこをさわるということになると思います。ただ、いずれにしても、私どもといたしましては、それまで待つということではなくて、それ以前であっても、先ほど申し上げましたように随時点検をして、必要があれば手当てをしていきたいということで申し上げたつもりでございます。

それから、次の浦安市にまたがる猫実川への歩道橋のお話でございますが、私どもとしては、必要性という意味では、先ほど申し上げましたように、市議会で2件の陳情が採択されているという中にもありますように、地域の方々の利便性、あるいは防災性等々であったほうがいと議会の皆様も認識をされているし、我々もそれを受けて、そういうつもりでいるということで、一定の役割をするんだというふうに理解をし、動いているつもりでございます。

お話の中で、県もというふうなお話もございましたけれども、県がああいうところにかけてもらえるかということ、今のところ、我々はまだ紙の上で見ている状態ではございますが、陳情の採択されている位置から見ますと、すぐわきに美浜大橋という大きな橋がかかっておりまして、広域的に千葉県側から見ますと、その橋が地域の大きな交通の連絡の役をしていると見るのではないかというふうに思っております。そういう意味では、塩浜という地域の要望というものが県にうまく伝わって県が対応するかどうかというのは非常に厳しいものがあるの

かなというふうには思います。いずれにいたしましても、私どもとしては、単に広域的な道路のつながりというだけではなくて、先ほどお話もあったような避難路とか、そういう視点から見たときに、県として検討していただく余地があるのかどうかということについてはお話をし相談してみたいというふうには思っております。

以上でございます。

行徳支所長。

**ラムサール条約登録湿地についてお答えいたします。**

まず、猫実川河口についての前回の答弁でございます。たしかスズガモとかハマシギの鳥の例を挙げて、そういう意味では、猫実川河口だけに限って言えば当たらないのではないかと聞いた覚えがございます。県から、具体的に、じゃ、どこにどれだけの鳥がいて、どういう内容で登録湿地に該当するのかというようなことは全く示されておりません。ですから、本当に猫実川河口だけで対象になるのかどうかということに関してはなかなか難しいと思っております。全体として調査した結果、そういう対象になるというふうにはお聞きしておりますが、今後具体的な話があれば、よくその辺を確認してまいりたいと思います。

それから、登録が進まない理由でございます。たしか昨年12月末に県の再生会議がありまして、そこで登録湿地に関する議論がございました。私はオブザーバーとして出席しており、その際、県は20年度に関係者の意見調整を進めたいと。19年度には漁業者と1回だけ意見交換をしまして、そういう話がございました。会議の流れで、どうも市川の漁業者が反対しているので同意ができないんじゃないかというような、そういう流れになったものですから、私はオブザーバーですけれども、思わず発言させていただきまして。登録が進まない理由を市川の漁業者のせいにしていただきたくない。むしろ過去には、市川市も漁業者の理解を得て登録推進の要望書を上げております。ですから、漁業者も、海の再生が進んで漁場環境が改善される、そういう見通しが立てば、決して反対するものではないだろうというふうに考えてございます。ただ、むしろ今、海の再生が進んでないので、それで理解が得られてないのではないですかというふうに主張をしてまいりました。

それから、県からは、漁業者にも正式に協議は行われておりません。また、市川市に対しても、具体的に調整、協議は行われておりません。

それから、第二湾岸道路でございますが、今のところ具体的な範囲が示されておりませんが、何とも言えませんが、三番瀬全体を考えると対象になるというふうに言われておりますので、それからすると、第二湾岸道路の予定されるような範囲もその区域に含まれるんだらうと、そういうふうに考えられます。ただ、県は、そうだとすると、第二湾岸については再生計画の中で配慮しながら進められるというふうに、その会議の中でも回答がございました。

以上でございます。

谷藤議員。

国民健康保険税についてですが、今、部長から申請減免基準、あるいは資格証明書の発行については、見直しについても検討したいというふうにご答弁をいただいたかと思っております。これは幾ら制裁を厳しくしても収納率向上にならない、ないものは払えないという限界に来ているんだと思っておりますので、本当に深刻な問題だというふうに受けとめていただきたいと思っております。

特に新年度から市税、国保税、保育料、これを一元化管理する債権管理課を立ち上げます。予算審議の中では、国保税の滞納が75億円と非常に多いので、ここを重点的に対応するためだという話がありまして、私は思いましたけれども、やはり取り立て屋になってはいけなわけですね。国保というのは、社会保障、命を守るための制度ですから、税の徴収を一元管理するというので、税の徴収や財産の差し押さえを徹底するための一元管理ということではなくて、その世帯がどれだけの収入でどれだけの負担があるのか、どれだけの税金や公共料金を払わなければいけないのかということが一元的に見られるということになれば、その世帯が生活保護に準ずる世帯——子育て、医療、こうした憲法で保障された最低限度のことがもう限界だと、そういう世帯も把握することができるわけですよ、一元管理すると。そういう意味で、税の減免、保険証の取り上げ、資格証などはしないという特別対策をする意味でも、一元管理というのはとてもわかりやすい。私は、そういう意味での特別対策に大いに一元管理をすべきだというふうに思うんです。国保の滞納対策を重点的に債権管理課、医療から税のほうに移してしまうということで、その辺が非常に心配しているんですが、申請減免、資格証を発行しない世帯、生活保護に準ずる世帯を対象とするような特別対策をぜひその際に検討していただく。これは地方自治体として、市民の暮らしや福祉の増進に寄与するという責任としてやっていただきたいというふうに強く要望しておきます。

それから、塩浜地区の歩行者の安全対策について、危険な歩道については橋を待たずにやっていただくということは結構なんですけど、橋と一体になりますから、手戻りというんですか、不都合が起きてはいけませんから、早急に橋もあわせてかけていただくように、見通しはいつごろになるんでしょうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、三番瀬の猫実川河口域について、今、支所長さん、鳥については合致してないというふうにおっしゃったんですが、三番瀬1,600ha全体で、9つのラムサール要件の中で5つ満たしているよと。それぞれの場所場所によって、砂質も生態系もみんな違うわけです。猫実川河口域は底生生物ですね、三番瀬の中で一番豊かな場所。あれもこれも全部の地域が豊かかという、そういうわけじゃないわけですね。その地域地域の場所の生態系があるわけで、そういう多様性の中で三番瀬の全体の環境がラムサール条約、世界の国際的な重要な湿地として息づいているわけですから、ラムサールについての市川市の水準として、そういう認識に立たないといけないというふうに思うんですよ。私は、環境部から行徳支所のほうに、その辺まで全部、環境が横串で支所と一体で三番瀬の問題にかかわれるということを期待しておりますけれども、市川市の環境の水準として行徳臨海部に責任を持つ支所長さんの見解についても、ぜひそういうふうに持っていたいただきたいというふうに強く要望しておきますけれども、もしお答えをすることがあるということであれば、もう1度お聞かせいただきたいと思います。

それから、ラムサールの、千葉県が地元の合意を得られてないということについて漁協関係者ということですが、大変積極的だということは、私が2004年の12月議会に質問したときも、地元の漁協の皆さん、南行徳、行徳漁協、両方とも非常に理解をしている、否定的じゃないということを明言されているんですね。ですから、大変いい傾向だなと思っていたら地元の合意がないということで、そういうことではないですので、どうもこの第二湾岸道路、今話を聞きますと、三番瀬の真ん中を通すということの中で、地元との協議もしないで、位置づけをはっきりするまではラムサールに申請できないと。これが真意なのかなと私どもは受けとめられたんですが、県のことですから、これ以上、市にいろいろ聞いてもわかりませんけれど

も、そういうことではなしに、環境優先に大いに推進していただくように働きかけをしていたきたいと思います。

道路交通部長。

塩浜橋のわきの歩道橋のお話でございます。いつごろが見通しかというようなお話でございましたが、先ほど申し上げましたように、協議、調整という不確定なことについて今後詰めていくという部分がございますので、明確に時期をいつまでというふうに申し上げられる状況ではございませんが、私どもといたしましては、20年度のなるべく早い中で協議、調整を完了し、その後に事業につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

行徳支所長。

お答えいたします。

毎回のように言っているんですが、市としては、**猫実川河口については三番瀬の本来の、もともとあった自然環境とは随分違っている**というふうに認識しております。海の再生が進まないで、ノリづくりの名人と言われている人たちがどんどん廃業している、そういった現状もございます。生物も長期的に見て減少している、そういった状況もございます。決して今の状態が最善ではないというふうに認識しているところでございます。

以上です。